

京都市訓令甲第 16 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員事務引継規程及び京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年10月30日

京都市長 門 川 大 作

(京都市職員事務引継規程の一部改正)

第1条 京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

第5条中「都市経営戦略監」の右に「, デジタル化戦略監」を加える。

(京都市職員の職名等に関する規程の一部改正)

第2条 京都市職員の職名等に関する規程の一部を次のように改正する。

別表第1備考以外の部分中「都市経営戦略監」の右に「, デジタル化戦略監」を加える。

附 則

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)